

県立高等学校就学支援金等の
事務処理の手引き【第1版】

令和2年4月

愛知県教育委員会財務施設

【 目 次 】

第1章	高等学校等就学支援金制度の概要	1
1	制度の趣旨・目的	1
2	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要	1
第2章	県立高等学校における事務	7
1	生徒・保護者への制度の周知	7
2	受給資格認定申請書事務について	7
3	収入状況届出事務について	9
4	受給資格消滅の通知、支給実績証明書について	11
5	休学に伴う支給停止、再開について	12
6	主な事務の流れ	14
7	1単位あたりの授業料を設定している場合の特例について	16
第3章	個別具体の事務処理について（Q&A）	18
1	対象となる高等学校等	18
2	住所	18
3	高等学校を卒業又は終了	19
4	在学期間	20
5	所得確認	22
6	申請（一部届出と共通）	25
7	認定	28
8	支給額の算定・支給	29
9	届出	30
10	受給権放棄	32
11	休学	32
12	転学	33
第4章	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱い	37
1	対象となる学校	37
2	対象となる者	37
3	支給期間	38
4	支給額	38
5	1単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い	39
6	受給資格認定等	41
第5章	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱い	42
1	対象となる学校	42
2	対象となる者	42
3	支給期間	44
4	専攻科支援金の額及び補助対象上限額	44

5	所得に応じた支給.....	44
6	受給資格認定.....	45
7	収入状況の届出.....	45
8	休学.....	45
9	転学.....	45
10	専攻科支援金の支給方法.....	46

参考資料 各種様式
イメージ図（学び直し支援金関係）

第1章 高等学校等就学支援金制度の概要

1 制度の趣旨・目的

本制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

「高等学校等就学支援金制度」は、以下のような趣旨・目的に基づいて実施するものである。

- (1) 高等学校等は、平成22年時点で進学率が約98%に達するなど国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきである。
- (2) 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっている。
- (3) 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権A規約*にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

※ 国際人権A規約とは、国連人権委員会が作成した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約」のことをいい、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障するものである。（我が国においては、昭和54年に批准し、同年9月21日に発効した。アメリカ合衆国を除く主要各国が締約している。）

- (4) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が、教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込める。
- (5) 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待される。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

(1) 法律の趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。

(2) 対象となる学校

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学

校であって国家資格者養成施設等[※]の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める。

- ※ 対象となる国家資格者養成施設等
- ・ 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
 - ・ 准看護師養成所
 - ・ 調理師養成施設
 - ・ 製菓衛生師養成施設

専修学校一般課程又は各種学校であって、国家資格者養成施設等の指定を受けているものについては、平成26年4月1日以降に当該学校の第1学年に入学する者から、学年進行で対象となっている。

(3) 受給資格

高等学校等（上記(2)の対象となる学校）に在学する生徒が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

ア 日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その教育費について社会全体で負担するという考え方に立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

イ 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した者

ウ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は、在学した期間を一月の4分の3に相当する月数として計算。以下同じ。）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

エ 所得制限基準に該当する者

法第3条第2項第3号で定める「保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者」は次の者とする。

- ・ 平成30年6月支給分までは、保護者等の市町村民税所得割額が304,200円以上である者
- ・ 平成30年7月支給分以降は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が507,000円以上である者

(4) 支給期間

就学支援金の支給期間は、最大で36月である。ただし、高等学校・中等教育学

校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月である。

(5) 受給資格の認定

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとするときは、受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）又は道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）、都道府県に提出し、その認定を受けなければならない。

(6) 就学支援金の額

ア 就学支援金は、(5)の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。

イ 保護者等の収入の状況に照らして特に必要があると認められる受給権者については、アの支給限度額に政令で定める額を加算するものとする。

ウ アの支給限度額は、公立高等学校の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

課 程	定額授業料		単位制授業料	
	支給期間	支給限度額	支給期間	支給限度額
全日制	36 月	9,900 円/月	—	—
定時制	48 月	2,700 円/月	—	—
通信制	—	—	48 月	336 円/月 ※通算 74、年間 30 単位まで

(7) 単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例
単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1 単位あたり授業料を設定し、徴収している場合のルールは、第 2 章 7 (2) のとおりとする。

(8) 就学支援金の支給

ア 都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあっては都道府県教育委員会（以下「都道府県」という。）は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

イ 就学支援金の支給は、受給権者が（5）の受給資格認定申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日）の属する月（月の初日に在学していないときはその翌月）から始まり、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）の属する月に終了する。

ウ やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

(9) 所得に応じた支給

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、国公立の高等専門学校、公立の専修学校高等課程・一般課程及び私立の各種学校の生徒のうち特に経済的負担を軽減する必要がある世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を私立高校の平均授業料を勘案した水準（3分の10を乗じた額）を上限として支給する。

所得確認の基準は、平成30年7月分から、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を用いている。

所得制限限度額・・・保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上

(10) 代理受領

就学支援金の支給は、学校設置者が受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われる。これは、主として就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにすることを目的として実施するものである。

具体的には、学校設置者が、在学する生徒に代わってその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになる。就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校等である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われぬ。

(11) 休学時の支給停止

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を、学校を

通じて都道府県に申し出る。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は(4)の支給期間に算入されない。

(12) 収入の状況の届出

ア 個人番号カードの写し等が提出されており、個人番号の利用によって所得確認が行われている生徒の場合には、法令上、「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る書類（以下「収入状況届出書」という。）の提出は必要としない。

課税証明書等により所得確認を行っている場合は、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、毎年度、都道府県が定める日までに、収入状況届出書に課税証明書等を添付し、都道府県に提出しなければならない。

イ アにかかわらず、受給権者である生徒（就学支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、変更後の保護者等の収入状況届出書及び個人番号カードの写し等又は課税証明書等（以下「収入状況届出書等」という。）を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等（以下「所得判定に係る書類」という。）を提出している場合は、当該書類等を添付することを要しない。

(13) 就学支援金の支払の一時差止め

都道府県は、受給権者である生徒が正当な理由なく(12)の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

(14) 不正利得の徴収

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(15) 報告等

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(16) 罰則

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(17) 就学支援金交付金の支払請求、支払

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期の年4回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

第2章 県立高等学校における事務

1 生徒・保護者への制度の周知

県立高等学校（以下、「学校」という。）においては、様々な機会を捉え、第1章1の本制度の趣旨・目的及び期待される効果等を、生徒・保護者に周知するよう努める。特に生徒と接する機会が少ない通信制課程においては、不知又は勘違いにより受給できないことがないように周知を図る。

なお、申請書の提出期限を過ぎた場合であっても、申請のあった日（やむを得ない理由がある場合、やむを得ない理由となった事象が解消した後15日以内にその申請をしたときには、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）の属する月から受給が可能であるため、提出が遅れている生徒・保護者については、速やかな提出を促す。

また、次のことを保護者等に周知する。

- ① 税の申告を行っていない場合には、個人番号カードの写し等を提出しても所得確認ができず、支給額決定の遅れの原因となるため、事前に申告手続きを行わせる。
ただし、保護者2名の個人番号を提出しており、一方が他方の控除対象配偶者等となっている場合を除く。
- ② 個人番号カードの写し等を提出しても税情報が得られない場合には、課税証明書等の提出を求める。
- ③ 一度不認定となった申請者が再度申請をする場合には、改めて個人番号カードの写し等も含めた申請書類の提出が必要となる。

さらに低所得世帯を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」制度について、就学支援金と混同し、一方のみしか申請をしない場合等が想定されるため、就学支援金を周知する際に併せて周知する。

2 受給資格認定申請書事務について

(1) 受給資格認定申請書の配付について

学校は、「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式1）」及び「個人番号カード（写）等貼付台紙」を生徒に配付する。申請書の必要事項を記入させ、個人番号カード（写）等貼付台紙（個人番号カードの写し等を貼付したもの）又は課税証明書等（生活保護受給世帯については、原則、生活保護受給証明書[※]）（以下、「添付書類」という。）を提出させる。

なお、受給資格認定申請書の添付書類として個人番号カードの写し等を提出させるのは、4月分から支援金の受給を希望する新入生及び7月分から支援金の受給を希望する在校生を対象とし、その他の場合は、「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書又は収入状況届出書（旧様式1）」を配布し、課税証明書等を提出させる。

※ 課税証明書が提出された場合はそのまま受領し、審査を行うこととして差し

支えない。

(2) 申請書のとりまとめ、教育委員会等への提出について

学校は、生徒から提出された申請書及び添付書類に基づき、「受給資格認定申請者一覧（様式2）」及びマイナンバーシート（個人番号の入力委託業者が個人番号を入力するためのシート）を作成し、教育委員会に提出する。同時に、個人番号カードの写し等を入力委託業者へ送付する。

ただし、個人番号カードの写し等の提出がされない場合は、マイナンバーシートの提出及び個人番号カードの写し等の送付は要しない。

(3) 受給資格認定について

ア 教育委員会は、個人番号カードの写し等を提出したが収入状況の確認ができない者について、対象生徒の一覧（エラーリスト）を作成し、学校へ送付する。

イ エラーリストを受領した学校は、該当する生徒に課税証明書等を提出させることとする。

ウ 教育委員会は、(2)の「受給資格認定申請者一覧（様式2）」及びマイナンバーによる照会又はイの課税証明書等から得た税情報により、受給資格の認定又は不認定を決定する。その結果を、「高等学校等就学支援金の受給資格認定について（様式5）」、「受給資格認定結果一覧（様式5別添1）」又は「受給資格認定結果一覧（様式5別添2）」により学校へ送付する。

エ 学校は、受給権者である生徒に「高等学校等就学支援金の受給資格認定について（様式6）」及び「高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（様式48）」又は「高等学校等就学支援金の受給資格認定について（様式7）」を通知する。

(4) 生徒への結果通知に関する留意事項について

所得制限により不認定となった者には、次の7月以降における所得要件の確認の際に要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定を申請するように促す。

なお、不認定となった後、再度認定申請を行う場合は、所得確認に係る書類を改めて提出する必要がある。

【不認定通知における記載例】

今回の認定申請については所得要件を満たさなかったため不認定となりましたが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額合算額の確認時）において、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行ってください。

(5) プライバシーに配慮した対応及び個人情報の取り扱いの留意事項

ア 学校は、生徒及び保護者からの提出書類について、プライバシーに配慮した提出方法とする。

具体例としては次のとおりであるが、学校で適宜対応することになる。

- ・ 提出は封をした封筒で行う。
- ・ 受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・ 提出を学校への郵送で受け付ける。 など

イ 生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意する。

3 収入状況届出事務について

(1) 収入状況届出書等のとりまとめについて

時 期	就学支援金の受給の有無	個人番号提出の有無	作 業 内 容
7月更新時	有	有	【学校→生徒】 別に定める課税地等確認書を配付 【生徒→学校】 必要事項を記入し、課税地等確認書を提出 ^{※1}
		無	【学校→生徒】 収入状況届出書（様式1）及び個人番号カード（写）等貼付台紙を配付 【生徒→学校】 必要事項を記入し、収入状況届出書（様式1）及び個人番号カード（写）等貼付台紙又は課税証明書等を提出
随 時 ^{※2}	—	—	【生徒→学校】 速やかに収入状況届出書、個人番号カードの写し ^{※3} 又は課税証明書等を提出

※1 学校は、生徒から提出された課税地等確認書により保護者等の変更を確認したときは、収入状況届出書（保護者等に追加があった場合は、個人番号カード（写）等貼付台紙）を生徒に追加配付し、必要事項を記入させ、収入状況届出書（保護者等に追加があった場合は、個人番号カード（写）等貼付台紙又は課税証明書等を含む）を提出させる。

2 保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（支給が停止されている者を除く。）

3 7月更新時に保護者等について変動等が生じた受給権者である生徒のみを対象ただし、両親の離婚の場合は、改めて添付書類の提出することは不要

(2) 収入状況届出書等の教育委員会等への提出について

時 期	提 出 書 類
7月更新時	【学校→教育委員会】 ① 収入状況届出者一覧（様式15） ② マイナンバーシート（個人番号の入力委託業者が個人番号を入力するためのシート）

	【学校→入力委託業者】 個人番号カードの写し等
随 時※	収入状況届出者一覧（様式15）

※ 保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（支給が停止されている者を除く。）

(3) 審査結果の学校への通知について

ア 教育委員会は、学校からの提出書類を基に支給資格の確認を行い、その結果について「高等学校等就学支援金の収入状況審査結果について（様式16）」及び「収入状況審査結果一覧（様式16別添）」を学校へ送付する。

イ 個人番号カードの写し等を提出したが収入状況の確認ができなかった場合、教育委員会は収入状況が確認できない者の一覧（エラーリスト）を作成し、学校へ送付する。

ウ エラーリストを受領した学校は、該当する生徒に課税証明書等を提出させることとする。提出された課税証明書等により、再度アの処理を行う。

(4) 支給資格確認結果の生徒への通知について

学校は、「高等学校等就学支援金の収入状況審査結果について（様式16）」及び「収入状況審査結果一覧（様式16別添）」を受領後、次により生徒へ通知する。

【7月更新時】

① 個人番号の利用により保護者等の収入状況を確認できる場合（個人番号により収入状況を確認できないとしても、学校の定める期限までに課税証明書等の提出があった場合を含む）や収入状況届出書等が期限内に提出された場合

条 件	通 知 文 書
所得基準を満たす場合	高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（様式48）（7月～翌年6月分 ^{*1} ）
所得基準を満たさない場合	高等学校等就学支援金の収入状況審査結果について（様式13） ^{*2}
受給権者である生徒が受給権を放棄した場合	

※1 通知の翌月以降・翌年度分の額は予定額や参考として示す。

2 翌年7月より支給を受ける場合は、翌年7月に再度認定申請が必要

② 個人番号を利用して保護者等の収入状況を確認できない場合や収入状況届出書等が期限内に提出されない場合

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて（様式19）

（7月～翌年6月分）

※1 受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、7月分から遡及して支給することがある。

2 翌年7月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は

維持される。2年目、3年目も継続して支払の一時差止めとなることを避けるため、学校は収入状況届出書の配付時に、受給権放棄の手続があることを生徒へ周知する。

【随時】保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（支給が停止されている者を除く。）

- ① 個人番号の利用により保護者等の収入状況を確認できる場合（個人番号により収入状況を確認できないとしても、学校の定める期限までに課税証明書等の提出があった場合を含む）や収入状況届出書等が期限内に提出された場合

条 件	通 知 文 書
所得基準を満たす場合	高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（様式48）（申請月～翌年6月分*）
所得基準を満たさない場合	高等学校等就学支援金の収入状況審査結果について（様式13）

※ 通知の翌月以降・翌年度分の額は予定額や参考として示す。

- ② 個人番号を利用して保護者等の収入状況を確認できない場合
高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて（様式19）
（差止め時～翌年6月分）

※1 受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合、遡及して支給することがある。

2 翌年7月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。2年目、3年目も継続して支払の一時差止めとなることを避けるため、学校は収入状況届出書の配付時に、受給権放棄の手続があることを生徒へ周知する。

4 受給資格消滅の通知、支給実績証明書について

- (1) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

<p>【生徒・保護者→学校】 退学届、転学届等を提出</p> <p>【学校→教育委員会】 受給資格消滅者一覧（様式8）を作成し、提出*¹</p> <p>【教育委員会→学校】 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について（様式11）及び受給資格消滅者一覧（様式11別添）を作成し、送付</p> <p>【学校→生徒・保護者】 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について（様式12）を作成し、配付*²</p>
--

※1 修業年限が3年未満の課程の卒業、通算在学期間が36月未満での卒業、退

学及び転学等を対象とし、36月在学した上で卒業した者は除く。

また、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に係る要件に該当若しくは受給権放棄した場合においては、学校より教育委員会へ受給資格消滅者一覧を提出する必要はない。

- 2 生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。

(2) 就学支援金支給実績証明書の発行

「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について(様式11)」は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に就学支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、就学支援金を受給することができなくなってしまふ。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は都道府県に「高等学校等就学支援金の支給実績証明書発行申請書(様式28)」により申請する。都道府県は当該申請があった場合は、「高等学校等就学支援金の支給実績証明書(様式29)」を発行しなければならない。

5 休学に伴う支給停止、再開について

ア 就学支援金を受給している生徒が休学をする場合

生徒は、学校を通じて就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止の申出をした場合は、申出をした日の属する月の翌月から、支給再開の申出をした日の属する月までの間、就学支援金の支給を停止する。支給が停止された月は、支給上限期間の算定には含まない。

【生徒・保護者→学校】

高等学校等就学支援金の支給停止申出書(様式20)を提出

【学校→教育委員会】

支給停止申出者一覧(様式21)を作成し、提出

【教育委員会→(学校)→生徒・保護者】

高等学校等就学支援金の支給の停止について(様式23)を発行し、学校を通じて、配付

イ 生徒が復学する場合

【生徒・保護者→学校】

高等学校等就学支援金の支給再開申出書(様式24)及び収入状況届出書等を提出^{*1}

【学校→教育委員会】

支給再開申出者一覧(様式25)を作成し、提出

【教育委員会→学校】

高等学校等就学支援金の支給の再開について(様式27)又は高等学校等就

学支援金の受給資格の消滅について（様式 1 1）を送付

【学校→生徒・保護者】

高等学校等就学支援金の支給の再開について（様式 2 7）及び高等学校等就学支援金変更支給決定（支給予定）通知書（様式 5 1）若しくは高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書（様式 4 8）又は高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について（様式 1 3）を配付

- ※ 1 支給停止前から保護者等に変更が生じておらず、復学月分の審査に利用できる課税証明書等の提出がなされている場合には、申出書のみ提出すれば足りる。
- 2 受給権者でない生徒が休学し、その後受給権者となった場合、当該休学期間は就学支援金の支給上限期間の算定に含まない。

6 主な事務の流れ

処 理 月		1 年 生		2・3年生
		4～6月分	7～翌6月分	7～翌6月分
4月	入学式以降	<p>【生徒・保護者→学校】 認定申請書（様式1）、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出</p> <p>【学校→教育委員会】 認定申請者一覧（様式2）及びマイナンバーシートを作成し、4月下旬～5月上旬に提出</p> <p>※ 通信制課程は別途指示する</p> <p>【学校→個人番号入力委託業者】 個人番号カードの写し等を4月下旬～5月上旬に送付</p>		
6月	上旬頃			<p>【学校→生徒・保護者】</p> <p>① 受給資格認定者</p> <p>ア 既に保護者等全員の個人番号を提出の場合 課税地等確認書の提出を依頼 ※課税地等確認書により保護者等の変更が判明した場合、収入状況届出書（様式1）、（保護者の追加があれば）個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出を依頼</p> <p>イ 個人番号を未提出の場合 収入状況届出書（様式1）、個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出を依頼</p> <p>② 新規申請者 認定申請書（様式1）、個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出を依頼</p> <p>【生徒・保護者→学校】 ①及び②で依頼した書類を提出</p> <p>【学校→教育委員会】 収入状況届出者一覧（様式15）、認定申請者一覧（様式2）及びマイナンバーシートを作成し、別途指示する日（6月下旬）までに提出</p> <p>【学校→個人番号入力委託業者】 個人番号カードの写し等を6月下旬に送付</p>
	下旬	<p>【教育委員会→学校】 エラーリストを送付</p> <p>【学校→生徒・保護者】 課税証明書等の追加提出を依頼</p> <p>【生徒・保護者→学校】 課税証明書等を提出</p>		
7月	上旬	<p>【教育委員会→学校】 受給資格認定について（様式5）、認定結果一覧（様式5別添）を送付</p> <p>※エラーリストに記載された生徒について、追加で依頼をした課税証明書等の提出が一定期間以上ない場合は、書類不備として申請がなかったものとして扱う。</p> <p>【学校→生徒・保護者】 認定：資格認定通知（様式6）、支給決定（予定）通知（様式48） 却下：資格不認定通知（様式7）</p>	<p>【学校→生徒・保護者】 2・3年生の6月上旬頃と同じ</p> <p>【生徒・保護者→学校】 2・3年生の6月上旬頃と同じ</p> <p>【学校→教育委員会】 収入状況届出者一覧（様式15）、認定申請者一覧（様式2）及びマイナンバーシートを作成し、別途指示する日（7月下旬）までに提出</p> <p>【学校→個人番号入力委託業者】 個人番号カードの写し等を7月下旬に送付</p>	
	下旬			<p>【学校→教育委員会】 収入状況届出者一覧（様式15）、認定申請者一覧（様式2）を作成し、7月下旬までに提出</p> <p>※所得確認書類として課税証明書等を提出する者に限る。</p>

処 理 月		1 年 生		2・3年生
		4～6月分	7～翌6月分	7～翌6月分
8 月	中下旬			【教育委員会→学校】 収入状況審査結果について（様式16）、収入状況審査結果一覧（様式16別添）、受給資格認定について（様式5）、認定結果一覧（様式5別添）を送付 ※個人番号を提出したが税情報がえられなかった生徒については、エラーリストを送付
	下旬		【教育委員会→学校】 2・3年生の8月中下旬頃と同じ	
9 月	上旬		【学校→生徒・保護者】 ① 保護者等の収入状況を確認ができた場合 継続…支給決定通知書（様式48） 却下…受給資格消滅通知（様式13） ※新規申請についての通知は「1年生4～6月分の支援金」の際と同様 ② 保護者等の収入状況を確認できない場合 差止…支払い差止通知（様式19）	
	上～下旬		（8月中下旬に送付のあったエラーリストの対応） 【学校→生徒・保護者】 課税証明書等の追加提出を依頼 【生徒・保護者→学校】 課税証明書等を提出 【教育委員会→学校】※追加書類により所得確認のとれた場合 収入状況審査結果について（様式16）、収入状況審査結果一覧（様式16別添）、受給資格認定について（様式5）及び認定結果一覧（様式5別添）を送付 【学校→生徒・保護者】 継続…支給決定通知書（様式48） 却下…受給資格消滅通知（様式13） ※新規申請についての生徒への通知は「1年生4～6月分の支援金」の際と同様	
10月	上旬		（8月中下旬に送付のあったエラーリストの対応） 【学校→生徒・保護者】※追加書類を提出がなかった場合 差止…支払い差止通知（様式19）	

7 1 単位あたりの授業料を設定している場合の特例について

1 単位あたり授業料を設定し徴収している場合、下記のルールにより取り扱うこととする。

(1) 支給対象単位数の上限

支給上限は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である 74 単位とする（履修単位数であり、修得単位数ではない）。

(2) 年間の支給対象単位数の上限

30 単位とする。

(3) 支給期間の上限

ア 全日制高校等（イ以外）・・・36 月

イ 高等学校の定時制・通信制の課程・・・48 月

支給期間については、登録単位の有無に関わらず、在学していればカウントする。

ただし、休学の場合には、本人が就学支援金の支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができる。

(4) 基準額の設定方法

1 単位の教育内容に対する対価は、課程の別にかかわらず同等と考えられることから、支給額についても、課程の別や修業年限にかかわらず、以下のとおり 1 単位あたりの支給限度額を設定する。

ア 1 単位あたりの支給額

通信制課程にあっては 336 円

イ 1 単位あたり月額

$336 \text{ 円} \div \text{履修期間}$

ウ 支給限度額

$1 \text{ 単位あたり支給額(月額)} \times \text{登録単位数}$ （端数切捨て）

《例 1》336 円/単位、25 単位登録の場合

・ 授業料 $336 \text{ 円} \times 25 \text{ 単位} = 8,400 \text{ 円}$

・ 支給額： $336 \text{ 円} \times 25 \text{ 単位} = 8,400 \text{ 円}$

《例 2》336 円/単位、40 単位登録の場合

・ 授業料： $336 \text{ 円} \times 40 \text{ 単位} = 13,440 \text{ 円}$

・ 支給額： $336 \text{ 円} \times 30 \text{ 単位} = 10,080 \text{ 円}$

(5) 就学支援金が支給されない期間中の履修単位の扱い

受給権のない生徒等*が履修する科目の単位についても、現に就学支援金の支給を受けたかどうかに関わらず、支給対象単位数の上限である 74 単位、年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算それぞれに含むものとする。この場合において、74 単位の計算に含めるのは、年間 30 単位を限度とする。

※ 受給権のない生徒等とは

- ① 所得制限の要件に該当することにより受給資格が消滅した者
- ② (所得制限の要件に該当することを見越して) 受給資格認定の申請をしていない者
- ③ 収入状況届出書等を期限内に提出しなかったことにより支払の一時差止めを受けている者

また、平成22年4月の制度開始前に履修した科目（履修期間が満了しているものに限る。）の単位数についても、74単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間30単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を74単位の計算に含めるものとする。

〔例：制度開始前に1年間で35単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は
 $74 - 30 = 44$ 単位ではなく、 $74 - 35 = 39$ 単位〕

なお、留学先の現地校、定時制・通信制等の併修先の高等学校等及び高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）における学習、学校外活動（ボランティア活動、就業体験及び高等学校卒業程度認定試験の合格など）について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である74単位及び年間の支給対象単位数の上限である30単位の計算には含めない。

第3章 個別具体の事務処理について（Q & A）

1 対象となる高等学校等

Q1-1 同時に2つ以上の高校に通っている場合

A1-1 申請者が同時に2つ以上の高校に通っている場合、申請者の選択によりいずれか一つの高校で就学支援金を受給する。二つ以上の高校で就学支援金を同時に受給することはできない（法第3条第1項）。

法第3条第1項

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

Q1-2 同一高校内で課程を変更・2つ以上の課程を併修する場合

A1-2 申請者が在学中の一つの高校内で2つ以上の課程を併修している場合、申請者の選択によりいずれか一つの課程で就学支援金を受給する。二つ以上の課程で就学支援金を同時に受給することはできない（法第3条第1項）。

また、在学中の高校内で課程を変更する場合（例：同じ高校の全日制課程から定時制課程へ転籍）は転学の場合と同様に受給資格の消滅手続きを行い、新たな課程で申請手続きを行う必要がある。この際、学校名や在籍期間など学校で了知している情報は学校で記入する、すでに課税証明書等が提出されている場合には添付をすることを要しない等、申請者の事務負担軽減を図ることも可能である。

Q1-3 2つ以上の課程を併修している場合の就学支援金の支給

A1-3 就学支援金の支給を受ける高等学校等に併修先の授業に係る授業料を支払っており、かつ、併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金の支給を受ける高等学校等の課程の支給限度額を上限として就学支援金を支給して差し支えない。

よって、就学支援金の支給を受ける高等学校等に併修先の授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金は支給されない。

Q1-4 専攻科等の支援金の扱い

A1-4 専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。

2 住所

Q2-1 「住所を有する」の解釈

A2-1 就学支援金は、生徒が日本国内に住所を有することを支給要件としている（法3条）。法令に特段の定めがない場合、「住所」とは民法第22条の「人の生活の本拠」、すなわちその者の生活全般の活動の中心となる本拠を意味する（最判昭 29.10.20

等)。「住所を有する」とは、当該申請者に関する事項が住民基本台帳に記載されていることと解して差し支えない。よって、疑義が生じた場合には、原則、住民票により確認すること。

Q2-2 外国籍の者（無国籍の者も含む）の場合の住所確認

A2-2 申請者が外国籍の者の場合の住所地は出入国管理及び難民認定法に基づく在留カード、住民票、仮滞在許可書による。提携する民間教育施設を海外に有する広域通信制高校については、受給資格の認定の際に留意すること。

Q2-3 留学生

A2-3 在留カード、住民票、仮滞在許可書により、日本国内に住所を有していると認められる場合であれば、日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外から日本の広域通信制高校等の授業を受けている者、外国籍の者、海外からの留学生についても支給の対象となる(ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが全額免除されている者には就学支援金は支給されない)。

また、いわゆる交換留学生協定などにに基づき、留学先の現地校ではなく在籍する日本の高等学校等に授業料を支払っており、かつ、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

Q2-4 不法滞在者

A2-4 社会保障制度を外国人に適用する場合には、そのよって立つ社会連携と相互扶助の理念から、国内に適法な居住関係を有する者のみを対象者とするのが一応の原則である(最判昭 50. 3. 30)。就学支援金は、社会全体の負担である国費で生徒の学びを支える制度であるため、不法滞在者は就学支援金の支給の対象とはならない。

3 高等学校を卒業又は終了

Q3-1 海外の高等学校等を卒業または修了した者

A3-1 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公立の別を問わず就学支援金を受給することができないが(法第3条第2項第1号)、海外の高等学校は法第2条で定義される「高等学校等」に含まれないため、海外の高等学校を卒業または修了した者が就学支援金の支給の対象となる学校に編転入した場合、その他の要件を満たせば就学支援金を受給することができる。

法第2条

この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)
- 二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。)

- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

Q3-2 高卒認定試験に合格している者

A3-2 就学支援金は、高校で履修した授業の授業料に対して支給されるものであるため、受給権者が高等学校卒業程度認定（旧大学入学資格検定）に合格していても、高等学校等を卒業又は修了していなければ支給される。

4 在学期間

Q4-1 過去の在学期間の確認

A4-1 生徒の過去の高等学校等における在学期間については、自校での在学期間のみである場合、生徒側からの申告によることとして差し支えない。ただし、他校での在学期間が申告されるなど、生徒側からの申告の確証が得られない場合、受給資格消滅通知や受給実績証明書の提出を求めたり、過去に在学した学校に問い合わせたりするなどにより確認する。また、申請書における過去の学校の在学期間の記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙により提出させること。指導要録の保存年限が経過したなど、過去の在学期間を証明するものがない場合も、原則どおり本人の申告に基づき在学期間を判定する。この場合、申立書を作成してもらうことにより記録を残すとともに、意図的に不正受給を行った場合には、罰則の対象となる場合があることを周知することなどにより、虚偽の申請を抑制する方法を採ることが考えられる。

過去に就学支援金を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」を添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

Q4-2 在学期間の通算に含まれる期間

A4-2 高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月。以下同じ。）を超える者は、就学支援金を受給することができない。また、平成25年度の法改正により、平成26年度より新たに対象となった国家資格者養成施設の指定を受けている各種学校については、過去の在学期間を全て通算する。なお、各種学校となっている外国人学校については、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省で指定される前の在学期間は通算しない。

Q4-3 在学期間の通算に含まれない期間

A4-3 在学期間の通算に含まれない期間は以下のとおり。

- ① 所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者が高等学校等を休学した期間（所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない者も含むものとする。この場合において、個別具体的に当該者の所得について確認する必要はなく、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない。）
- ② 平成22年4月以前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに規則第1条第2号に掲げる専修学校一般課程及び各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの）以外の高等学校等を休学した期間
- ③ 平成26年4月1日以前に公立高等学校等を休学した期間
- ④ 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で指定される前の各種学校となっている外国人学校における在学期間
- ⑤ 日本に住所を有しない期間（例えば、海外の高等学校から日本の高等学校に転学する場合の海外の高等学校における在学期間）
※ このため、外国の高等学校や在外教育施設から日本の高等学校等に転入学した場合、転入学時から最大36月就学支援金が支給される。
- ⑥ 所得制限基準に係る要件に該当する等により受給権を有していない者が休学した場合（当該休学期間が自動的に36月の受給期間の通算から除かれる。）
※ 就学支援金の支払の一時差止めを受けている者については、受給権を有したままであるため、休学し支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。

Q4-4 転学した場合の在学期間の扱い

A4-4 転学したか否かにかかわらず、高等学校等に在学している期間が36月までの者には、就学支援金が支給される。したがって、高等学校等から他の高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36月からそれまでの通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について就学支援金が支給される。

Q4-5 長期停学中に授業料が発生していない場合

A4-5 生徒が長期の停学中であり、授業料減免により授業料徴収されていない場合でも、休学と停学は学校教育法上の位置づけが異なる処分であるため、停学を休学と同様とみなして法第8条に基づく就学支援金の支給を停止することはできない。

よって、長期停学中に授業料減免により授業料が徴収されていない期間も、在学期間に通算する。

法第8条

就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通

じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。
2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

令第5条（就学支援金の支給の停止）

法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とする。

学校教育法施行規則第26条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

学校教育法施行規則第94条

生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

5 所得確認

Q5-1 所得確認の対象

A5-1 所得確認の際は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての所得判定に係る書類を提出する必要がある。保護者とは法第3条において学校教育法第16条に規定する保護者とされており、学校教育法第16条では、保護者とは、子に対して親権を行う者または親権を行う者がいない場合は未成年後見人であると規定している。就学支援金の支給額の判断基準となる保護者等は以下の順で判断する。

① 親権者

親権者とは、子に対して親権を行う者であり、一義的には実父母が共同で親権を行う。離婚している場合は、どちらか一方が親権者となる。ただし、児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。

② 未成年後見人

親権者がいない場合は、未成年後見人が支給額の判断基準となる。ただし、法人である未成年後見人及び民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。

③ 主たる生計維持者

生徒に保護者がいない場合には、基準となる税額は、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者(主たる生計維持者)の税額となる。

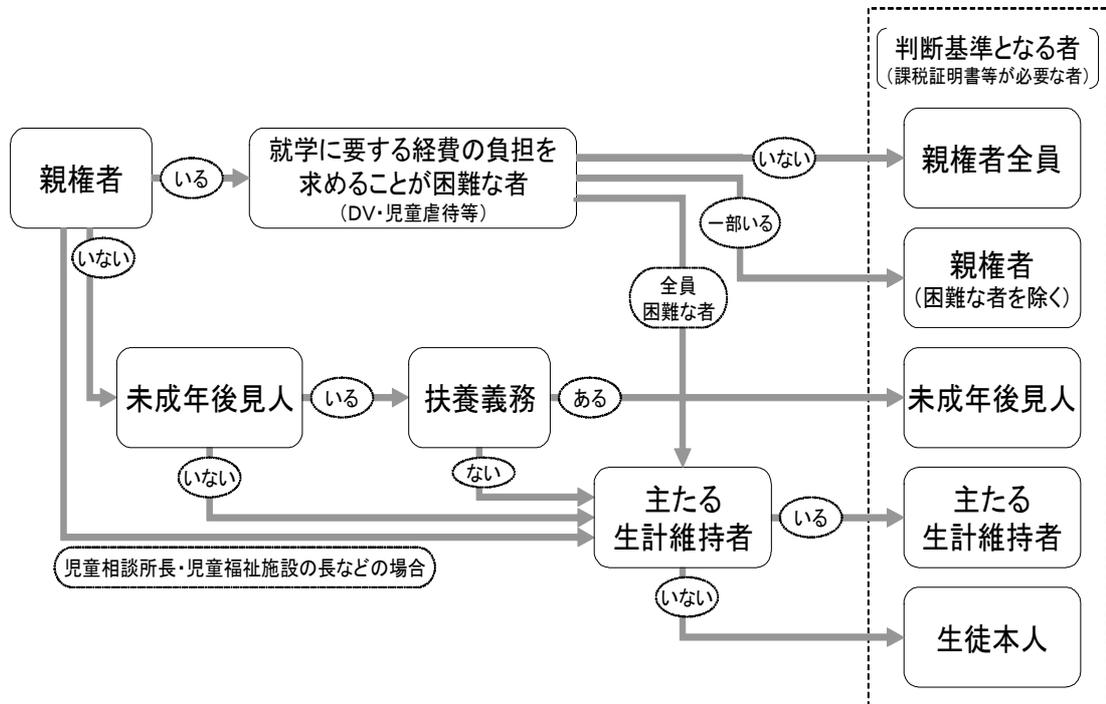
④ 生徒本人

保護者及び主たる生計維持者がいない場合は生徒本人の税額で判断する。この場合、生徒本人が道府県民税所得割や市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合は、課税証明書等の添付を要しない(未成年である者に限る)。

なお、未成年である生徒本人の個人番号を既に収集している場合において、情

報照会を行った結果、税額未申告により所得確認ができなかった場合は、当該者が未成年であり収入がないことを確認の上、道府県民税所得割や市町村民税所得割が課されていないものとみなして差し支えない。

＜ 就学支援金の支給額の判断基準となる者について ＞



Q5-2 「保護者」に含まれない親権者とは

A5-2 親権者が、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本法の適用においては、その者は保護者には含まれない。

Q5-3 養子縁組をしていない場合

A5-3 保護者（親権者）が再婚した場合に、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しない。

Q5-4 親権はないが監護権がある場合

A5-4 税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。

Q5-5 親権者以外の同居親族等に所得がある場合

A5-5 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。

Q5-6 生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難である親権者

A5-6 保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民

法に定めるものをいう)を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。

Q5-7 主たる生計維持者とは

A5-7 生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。

Q5-8 生徒が成人の場合

A5-8 成人には親権者及び未成年後見人がいないため、成年に達した生徒の場合には本法の適用上「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。したがって、当該生徒が扶養に入っている場合など、主たる生計維持者がいる場合は、主たる生計維持者の所得で判断し、主たる生計維持者がいない場合には、生徒本人の所得に基づいて支給する。

Q5-9 保護者等が国外に在住する場合

A5-9 所得確認を行う保護者等が国外に在住する場合(在住していた場合)においては、次のとおりとする。

① 所得制限基準該当性の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→ 日本国内に在住している保護者等のみの道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額により基準該当性を判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）。

→ 日本国内に在住している保護者等がないときは、通常の手給額を支給。

Q5-10 生徒が里親に養育されている場合・小規模住居型児童養育事業において養育を受けている場合

A5-10 本法上の「保護者」が両親でない者の場合には、当該保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③ 法人である未成年後見人

④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこと

とされた未成年後見人

生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、主たる生計維持者がいる場合は当該者、いない場合は生徒本人の税額により判断する。

ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。

6 申請（一部届出と共通）

Q6-1 申請者とは

A6-1 認定申請を行う者は生徒であり、就学支援金の申請は単に利益を得、義務を免れる行為であることから、未成年であっても申請に当たって保護者等の同意は必要ない。ただし、生徒が未成年の場合、申請書は親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。

Q6-2 申請書等に不備・誤記がある場合の対応

A6-2 提出のあった記入事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校・都道府県職員が代わって申請書等に記入・訂正するなどの対応も可能である。その際、代わって記入・訂正したことが明らかになるようにし、記入した日時、記入者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい（申請書の余白に記入、メモを添付するなど）。

Q6-3 受給資格があると考えられる者が申請を拒否する場合

A6-3 生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は就学支援金を受給することができない（通常の授業料を生徒から徴収することになる。）。

ただし、生徒が保護者等に資料を渡したり相談したりしていない、あるいは、就学支援金の趣旨や支援内容が正確に伝わっていないなどの理由により、申請が行われていない場合もあると考えられるため、保護者等も含めて、制度を理解した上での判断なのか、確認するよう努めること。

Q6-4 年度途中の申請

A6-4 年度途中に就学支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月（月の初日に在学していない場合は翌月）から支給し、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」（法第6条第3項）に当たると認められる場合を除いて、遡って就学支援金を支給できない。

Q6-5 個人番号カードの写し以外に保護者等の個人番号を確認できる書類

A6-5 個人番号カードを有していない場合には、原則として通知カードの写しまたは個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により保護者等の個人番

号を確認すること ができる。

Q6-6 課税証明書以外の保護者等の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を明らかにできる書類

A6-6 保護者等の所得を証明する書類は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算額が確認できるものとする。

＜課税証明書以外で道府県民税所得割額や市町村民税所得割額が確認できる書類＞

- 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書
- 自営業などの場合は、毎年6月に発行される納税通知書
- 生徒が1月1日現在で生活保護を受けている世帯に属している場合には、翌年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税または非課税相当となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（就学支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるものに限る。）を提出することにより、就学支援金の対象となる。

Q6-7 課税証明書の年度

A6-7 4～6月分の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出することが必要となる。課税証明書等の保護者の所得を証明する書類は通常毎年6月中に発行されるところ、就学支援金の支給を希望する生徒は、第1学年時の4月に前年度の課税証明書等を提出し、7月～翌年6月の支給については、7月末を目途として都道府県の定める提出期限までに当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する必要がある。

その後は、第2学年時及び第3学年時の7月末を目途として都道府県の定める提出期限までに、当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する。

なお、課税証明書等は原本を提出することが望ましいが、複写としても差し支えない。

Q6-8 保護者等が税の申告をしていない場合

A6-8 課税証明書を添付して申請する場合においては、生徒の保護者等が税の申告を行っていないため課税証明書が取得できないのか単に課税証明書の取得を怠っているのか判別できないため、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、都道府県へ提出するものとする。課税証明書等が提出されない場合、受給資格の認定ができないまたは差止めとなるため、就学支援金は支給されない（上記Q5-1の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の

所得判定に係る書類を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

Q6-9 個人番号カードの写し等又は課税証明書等の添付が不要となる場合

A6-9 例えば、次のケースが上記の場合に該当する。

- ・ ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合
※ DV・虐待等被害者から個人番号の提出があった場合は、財務施設課へ電話連絡のうえ、「不開示設定の依頼について」の提出を行う。
- ・ 失踪により接触することができない場合
- ・ 離婚協議中かつ別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合
生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められるかどうかについては、個別のケースに応じて、判断が容易でない場合は、必要に応じて教育委員会まで相談すること。

Q6-10 課税証明書等の添付が不要となる場合

A6-10 保護者のうち一方が控除対象配偶者となっていれば、控除対象配偶者分の課税証明書等の提出が不要となる場合がある（個人番号を提出する場合は、一方が控除対象配偶者となっても、控除対象配偶者分の個人番号カードの写し等の提出が必要）。控除対象配偶者の多くは収入が100万円以下であり、地方税法の規定により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となるため、所得判定控除対象配偶者であっても、収入が100万円を超える場合には、道府県民税所得割や市町村民税所得割が課されることとなる。ただし、道府県民税所得割や市町村民税所得割が課されたとしても、最大で5,000円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、非課税証明書の提出を求める必要はない。

Q6-11 申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは

A6-11 法第6条第3項に規定する、「やむを得ない理由」としては、被災や長期にわたる病欠、税の更生、保護者等の病気や仕事の都合（長期にわたる入院、療養、海外出張等。）、ドメスティックバイオレンス（DV）・養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。

法第9条の「正当な理由」とは、受給資格認定時における法第6条第3項に規定する「やむを得ない理由」と同様である。上記のやむを得ない理由又は正当な理由については、就学支援金制度が教育の機会均等に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、個別のケースに応じて柔軟に判断するものであり、判断が容易でない場合は、必要に応じて教育委員会まで相談すること。

Q6-12 個人番号カードの写し等又は課税証明書等の提出が遅れる場合

A6-12 所得判定に係る書類の提出が遅れ、申請書等の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみ先に提出させ、所得判定に係る書類は後に補填することにより対応する（申請日は、申請書の提出日とする）など、可能な限り柔軟に受付を行うようにすること。所得判定に係る書類の補填の期限については、学校において生徒の状況を確認しつつ、適切に設定し、提出を求めること。所得判定に係る書類の補填に時間を要している場合は、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の所得判定に係る書類を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

なお、保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、申請書等の提出期限に間に合わない場合には、申請書等のみ先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）。課税証明書等の補填の期限は申請書等の提出期限から7日以内とすること。

また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。

Q6-13 個人情報の保護

A6-13 就学支援金事務に伴い入手した個人情報は、個人情報保護法及び各都道府県の個人情報保護条例等の法令に基づき、適切に管理する必要がある。

7 認定

Q7-1 受給資格の有効期間

A7-1 受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。また、休学中に支給停止している間も受給資格は有効である。ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。

Q7-2 受給資格消滅通知・支給実績証明書の記載事項

A7-2 定額の授業料を定める学校に在学していた生徒が単位制授業料を定める学校に転編入する場合に、転学元の学校からの受給資格消滅通知に履修単位数等の記載がない場合は、転入県において、就学支援金事務を処理する上で必要となる当該生徒が履修した科目の単位数について、指導要録等に基づいて把握し、または、教育課程表等の他の資料と併せて把握が可能であれば、それらによって受給資格の認定を行うことは問題ない。

なお、特段の事情により、履修単位の把握が困難な場合には、Q12-5 によって、処理することもやむをえない。

8 支給額の算定・支給

Q8-1 申請認定後、支給を開始する日

A8-1 就学支援金は、受給権者である生徒がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給されるものである。

入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。

ただし、条例等において、入学日を4月2日以降の日として規定している場合は、4月分が支給されないが、例えば、「高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、生徒が4月1日に在学しているものとみなす。」などと条例、規則、学則等において規定することにより、4月分の就学支援金を支給することは可能。

就学支援金の支給は、原則として、申請書が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。(例えば、4月に入学した者が5月になって申請書を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかった場合」(法第6条第3項)に当たると認められない限り、4月分は支給されない。)

Q8-2 税の更正があった場合

A8-2 受給資格の認定を受けていない者や、所得制限に該当したことにより、受給資格が消滅した者が、税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、やむを得ない理由となった事象が解消した後(税務省から発出される更正通知書や市役所から発出される所得割額の変更が分かる通知等を受け取った日の翌日から)15日以内に、受給資格の認定申請を行った場合には、遡って申請があったものとみなして差し支えない。

更正通知書を受け取った日の翌日から15日を超えて受給資格の認定申請が行われた場合には遡って申請があったとみなせなくなるため、注意するよう周知を図ること。

当該取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

なお、上記取扱いは平成29年4月からの支給事務について適用することとし、それ以前の支給分については遡及して適用しない。

また、支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、所得割額が所得制限もしくはそれぞれの加算区分の基準額を超えることとなった場合は、当該更正又は決定の原因を問わず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額は全額返還する必要がある。

Q8-3 平成22年の制度開始前に履修した単位の計算

A8-3 平成22年4月の制度開始前に履修した科目(履修期間が満了しているものに限

る。)の単位数についても、74単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間30単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を74単位の計算に含めるものとする(例えば、制度開始前に1年間で35単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は、 $74 - 30 = 44$ 単位ではなく、 $74 - 35 = 39$ 単位)。

Q8-4 平成22年以降受給資格を有していなかった期間に履修した単位の計算

A8-4 受給権のない生徒(①所得制限の要件に該当することにより受給資格が消滅、②(所得制限の要件に該当することを見越して)認定申請をしていない生徒、③収入状況届出書等を期限内に提出しなかったことにより支払の一時差止めを受けている生徒)が履修する科目の単位についても、現に就学支援金の支給を受けたかどうかに関わらず、支給対象単位数の上限である74単位、年間の支給対象単位数の上限である30単位の計算にそれぞれ含むものとする。この場合において、74単位の計算に含めるのは、年間30単位を限度とする。

Q8-5 併修先の単位の計算

A8-5 留学先の現地校、定時制・通信制等の併修先の高等学校等及び高等学校等以外の学校(大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など)における学習、学校外活動(ボランティア活動、就業体験及び高等学校卒業程度認定試験の合格など)について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である74単位及び年間の支給対象単位数の上限である30単位の計算には含めない。

9 届出

Q9-1 申請と届出の違い

A9-1 申請は、生徒等が受給資格を有していないことを前提に都道府県知事に対し受給資格の認定の申請を行うものであり(法第4条)、届出は法4条の申請に基づき受給資格を認定された受給権者が、毎年度教育委員会の定める日までに保護者等の収入の状況に関する事項を届け出るものである(法第17条、規則第11条)。

法第4条(受給資格の認定)

前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会)に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

法第6条(就学支援金の支給)

2 就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日(当該申請が支給対象高等

学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月）から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

法第17条（届出）

受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。）に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

規則第11条第1項（収入の状況の届出等）

法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあつては、前条第二項の規定により行うものとする。

Q9-2 年度途中に保護者等に変更があった場合

A9-2 所得要件の確認を行う保護者等は、就学支援金が支給される当該月ごとの保護者等となる。したがって、年度の途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに所得判定に係る書類を添付した収入状況届出書を、都道府県に提出する必要がある（規則第11条第3項）。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の所得判定に係る書類を提出しているときは、これを改めて添付することを要しない。

この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当することにより支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）変更される。

また、保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすことになる（所得制限基準に該当しなくなる）生徒は、認定申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回る必要がある）。

なお、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、所得制限基準以上であることが明らかであるため、所得判定に係る書類を提出することを拒否する者が生じ、そのことにより、就学支援金支給の適正な執行に支障が生じるおそれがあると都道府県が判断した場合は、収入状況届出書等に代えて、例えば、受給権放棄の申出書等を提出させることにより、受給資格を消滅させても差し支えない（それにも応じない場合には、法第18条に基づき保護者等に対し報告若しくは文書その他の物件の提出等を求めることもありうる）。

Q9-3 一時差止めについて

A9-3 受給権者が、正当な理由なく、都道府県知事の定める日までに収入状況届出書等を提出しないときは、法第9条に基づき、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

Q9-4 一時差止め期間中に収入状況届出書等が提出された場合の支給

A9-4 支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとして差し支えない。ただし、提出しなかったことに正当な理由があった場合には遡って支給する。なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間を基本とし、支払を一時差し止める。一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）が、収入状況届出書等の提出を行ったところ、所得制限基準額以上であった場合は、7月（当該届出が1～6月であった場合は前年7月）に遡り受給資格が消滅する。

7月に収入状況届出書等を提出せず支払の一時差止めを受けた後、休学して支給停止をした者が、翌年の6月を迎えるまでに復学して支給再開申出書と所得判定に係る書類を提出し、支給要件に適合すると認められる場合は、支給を再開する。

10 受給権放棄

Q10-1 受給権放棄の手続き

A10-1 就学支援金の受給権は、申請に基づき認定され付与される権利であるため、就学支援金を受給する権利を放棄することも受給権者であれば可能と解される。例えば、年度の途中で何らかの理由で就学支援金の受給を辞退すること等が考えられる。この場合は、生徒本人から受給権放棄の意思表示がされた後、受給権放棄の手続きをした時点で受給資格が消滅する。

Q10-2 受給権放棄後に再度申請があった場合

A10-2 受給権を放棄したため、受給資格が消滅した生徒が、改めて法第4条に基づく申請を行うことも可能である。受給資格が認定された場合は、申請した日の属する月からの支給となる。

11 休学

Q11-1 支給再開・停止の申出があった場合の手続き

A11-1 支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する（ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。）。

Q11-2 受給権者が支給停止の申出を行っていない場合

A11-2 生徒の休学に際して、受給権者が支給停止の申出を行っていない場合は、休学期間分も、支給要件における在学期間（上限36月）に算定される。

Q11-3 生徒が入学と同時に休学する場合

A11-3 生徒が入学と同時に休学し、休学期間は就学支援金の受給を希望しない場合は、入学時には申請書等を提出させず、休学から復学する際に、申請書を提出させること。

Q11-4 復学前に支給再開の申出があった場合

A11-4 復学前であっても支給再開の申出を行うことはできる。この場合、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（月の初日の場合は当該月分から）、就学支援金の支給を受けることができる。

Q11-5 復学日までに支給再開の申出がない場合

A11-5 復学日の属する月までに支給再開申出書等の必要書類が提出されない場合は、復学日の翌月分から（復学日が月の初日である場合は当該月分から）、支払の一時差止めを行うこととなる。ただし、復学日が月の末日であるなど、復学後その属する月内に支給再開申出書等を提出することが困難と認められる場合は、復学後速やかに当該申出書の提出があったものとして取り扱って差し支えない。なお、支給停止されている者であって、復学時に所得制限基準に該当することを理由に支給再開申出書等の提出を拒否する者に対しては、受給権の放棄の手続を取ることで、受給資格を消滅させる方法も考えられる。

12 転学

Q12-1 転出入する場合の支援金の算出方法

A12-1 転学の場合における転学後の支給期間（一般ルール）

① 全日制高校等の場合

36月から高等学校等に在学した月数（支給停止期間を除く。以下同じ。）を除いた月数とする。

② 定時制課程等の場合

48月から高等学校等に在学した月数を除いた月数とする。

③ 全日制高校等から定時制課程等に異動した場合

48月から高等学校等に在学した月数 $\times 4 / 3$ （端数切捨て）を除いた月数とする。

④ 定時制課程等から全日制高校等に異動した場合

36月から高等学校等に在学した月数 $\times 3 / 4$ （端数切捨て）を除いた月数とする。

⑤ 全日制高校等と定時制課程等の間を複数回異動している場合

ア 全日制高校等に異動する場合

36月－（全日制等月数＋定時制等月数 $\times 3 / 4$ ）（端数切捨て）

イ 定時制課程等に異動する場合

4 8 月 - (全日制等月数 × 4 / 3 + 定時制等月数) (端数切捨て)

例 1 学年制から単位制 (単位ごとに授業料を徴収する場合) に転入

全日制 (学年制) 高校を 1 年次の 1 2 月在籍、3 2 単位履修で転出、定時制 (単位制) 高校に転入

① 転入後の支給期間 (一般ルール)

残支給期間: $4 8 月 - 1 2 月 \times 4 / 3 = 3 2 月$ 以内で支給

② 転入後の支給額 (単位ごとに授業料を徴収する場合のルール)

($7 4 - 3 2$) = 4 2 単位 まで支給可能

※ 年間の登録上限は 3 0 単位。ただし、学年制在籍時の履修単位数には 3 0 単位の年間上限を適用させない。

例 2 単位制 (単位ごとに授業料を徴収する場合) から学年制に転入

定時制 (単位制) 高校を 1 9 月在籍、登録単位 3 5 単位 (1 年目: 2 0、2 年目: 1 5) で転出し、全日制 (学年制) 高校に転入

※ 登録単位数によらず、既支給期間に基づき残りの支給期間を算出する

① 転入後の支給期間 (一般ルール)

残支給期間: $3 6 月 - 1 9 月 \times 3 / 4 = 2 2 月$ まで支給可能

② 転入後の支給額

月額 (9, 9 0 0 円 (全日制的 1 月あたりの授業料額)) × 2 2 月

例 3 年度の途中で 1 単位毎の授業料額を定める課程に転入

ある生徒が、A 校において、1 2 月の履修期間で当該年度に 2 5 単位を登録し、4 月から 1 0 月までの 7 月間在学した (ただし、当該単位に係る科目の履修は修了していない)。その後、当該生徒が B 校に入学し、当該年度に 1 0 単位を登録の上 1 1 月から 3 月までの 5 月間在学した。

① A 校での履修を承継して B 校に入学した場合

- 1 単位当たりの支給限度額を除く月数は、A 校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B 校で登録した単位数とする。

B 校での 1 月あたりの支給限度額: $4, 8 1 2 円 \div 1 2 月 \times 1 0 単位$

- A 校から B 校への移動の際に承継しなかった 1 5 単位は、履修期間が満了しなかったことになるため、3 年間の合計で 7 4 単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

② A 校での履修を承継せず B 校に入学した場合

- 1 単位当たりの支給限度額を除く月数は、B 校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B 校で登録した単位数とする。

B 校での 1 月あたりの支給限度額: $4, 8 1 2 円 \div 5 月 \times 1 0 単位$

- A 校で登録した 2 5 単位分は、B 校への入学の際に承継せず履修期間が満了しなかったことになるため、3 年間の合計で 7 4 単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

※ 履修期間満了の考え方が休学時と異なるので注意 (Q 1 2 - 3 参照)

Q12-2 年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位数

A12-2 ① 支給停止手続を行った場合

- 残支給期間…支給停止手続を行った翌月から支給期間が停止する。
- 残支給単位数…休学 (支給停止) 期間に関わらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

② 支給停止手続を行わなかった場合

- 残支給期間…すべての履修期間を支給期間の上限に含める。
- 残支給単位数…休学期間に関わらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

例

ある通信制高校において、履修期間の2/3の履修（出席）を満たし且つ期末試験に合格すれば単位が取得できる場合、履修期間12月、2単位の科目について、生徒Aは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格したため単位を修得し、生徒Bは最後の4ヶ月を休学したが期末試験には合格しなかったため単位を修得できなかった。

この場合、生徒Aと生徒B共に残支給期間と残支給単位数は、以下のとおりとなる。

① 支給停止手続を行った場合

- ・ 残支給期間：48月－8月＝40月（※休学中の履修期間（4月）分は支給しない。）
- ・ 残支給単位数：全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

② 支給停止手続を行わなかった場合

- ・ 残支給期間：全ての履修期間を支給期間の上限に含める。
48月－12月＝36月（※休学中の履修期間（4月）分も支給する。）
- ・ 残支給単位数：全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

$$74 \text{ 単位} - 2 \text{ 単位} = 72 \text{ 単位}$$

※ 履修期間満了の考え方が退学時と異なるので注意（Q12-2参照）

Q12-3 単位修得のない専修学校高等課程・一般課程における履修の単位換算

A12-3 単位修得のない専修学校高等課程における履修を単位数に換算する場合は、専修学校設置基準第23条第2項において、一単位当たりの授業時数は、35時間をもって1単位とすることと規定されていることから、以下のとおり算定する。

例

前籍校（高等専修学校）において800時間の授業を受け、その後、単位制高校に転入する場合の残支給単位数

$$74 \text{ 単位} - (800 \text{ 時間} \div 35 \text{ 時間}) = 51 \text{ 単位 (端数切捨て)}$$

Q12-4 前籍校での履修単位数が確認できない場合

A12-4 前籍校での履修単位数の確認については、受給資格消滅通知や支給実績証明書の提出を求めたり、前籍校に問い合わせたりするなどにより確認する。

前籍校が、各種書類や学校教育法施行規則第28条第2項における保存期間5年が経過した後に指導要録等を破棄するなど何らかの理由により、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限（全日制高校等：36月、定時制課程等：48月）に対する前籍校の在籍期間（休学期間を含む）の割合に応じて、既履修単位数を算定する。

例

前籍校（定時制）に12月在籍し（既履修単位数は確認できず）、新たに通信制高校に入学する場合の残支給単位数

$$74 \text{ 単位} - 74 \text{ 単位} \times 12 / 48 \text{ 月} = 55 \text{ 単位 (端数切捨て)}$$

（留意事項）

- ① 転学をした場合には、改めて学校を通じて受給資格認定申請を教育委員会に対して行う必要がある。その際、認定申請書にこれまでの高等学校等への在学状況を記載させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付させる必要がある。（同一学校内において課程を変更する場合にも、改めて申請書を提出することが必要。）
- ② 転学したか否かにかかわらず、高等学校等に在学している期間が36月までの者（定時制課程等は48月）には、就学支援金が支給される。したがって、高等

学校等から他の高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36月からそれまでの通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について就学支援金が支給される。

- ③ 外国の高等学校や在外教育施設から日本の高等学校等に転入学した場合、転入学時から最大36月（定時制課程等は48月）就学支援金が支給される。
- ④ 所得制限基準に係る要件に該当するため受給権を有していない者が休学した場合は、当該休学期間が自動的に36月の受給期間の通算から除かれるが、就学支援金の支払の一時差止めを受けている者については、引き続き受給権者の地位を有しているため、休学し支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。

第4章 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱い

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）（以下「補助金」という。）は、都道府県が、高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額（以下「学び直し支援金」という。）の支給を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助するものである。

1 対象となる学校

対象となる学校は、国立高等学校を除き就学支援金の対象校と同じ。

2 対象となる者

補助金の算定対象となる者は、1の高等学校等に在学し、以下の(1)～(8)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）を超える者）

ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者[※]に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

- (5) 高等学校等を退学[※]したことがある者

※ 単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。

- (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）

は24月未満)である者

高等学校等(定通以外)の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。

- (7) 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者

※ 令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、令和2年7月から適用する。

単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、5のとおりとする。

- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者)

3 支給期間

- (1) 補助金の算定対象となる学び直し支援金の支給期間は、最大で12月(高等学校等(定通)は24月)とする。

※ 高等学校等(定通以外)の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。

- (2) 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。

- (3) 学び直し支援の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について

ア 高等学校等(全日制)から高等学校等(定通)に再入学する場合

学び直し支援の対象者(所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。)が、高等学校等(定通)以外の高等学校等(以下「高等学校等(全日制)」という。)を退学し、高等学校等(定通)に再入学する場合、再入学後の高等学校等(定通)における残支給期間については、前籍校の高等学校等(全日制)における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

イ 高等学校等(定通)から高等学校等(全日制)に再入学する場合

学び直し支援の対象者が、高等学校等(定通)を退学し、高等学校等(全日制)に再入学する場合、再入学後の高等学校等(全日制)における残支給期間については、前籍校の高等学校等(定通)における学び直し支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

※ 単位制高等学校等の支給期間に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、5のとおりとする。

4 支給額

- (1) 支給額及び支給限度額

補助金の算定対象となる学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給さ

れる就学支援金に相当する額であり、具体的には、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

支給限度額は以下のとおりである。

<学び直し支援金の支給限度額>

全日制課程 9,900、定時制課程 2,700 円、通信制課程 520 円

(2) 授業料債権への充当

補助金の算定対象となる学び直し支援金の額は、授業料の月額に相当する額。（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）

5 1 単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

単位制高等学校等に係る支給期間・支給対象単位数・支給額等については、以下の取扱いを標準とするが、波線箇所を除き、各都道府県の実情に応じた算定ルールとして取り扱っても差し支えない。

(1) 支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

ア 高等学校等（全日制）：12月

イ 高等学校等（定通）：24月

(2) 支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

ア 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位まで

イ 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して74単位まで

(ア) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数

(イ) 就学支援金の支給対象単位数

(ウ) 学び直し支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（(イ)の単位数が存在しない）場合、(ア)及び(ウ)の単位数を合算して74単位までとする。

(ア)の単位数については、前籍校で取得した単位だけでなく、前々籍校で取得した単位、併修先で取得した単位、現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも前に取得した単位（就学支援金の支給対象単位以外）など、卒業要件の74単位に含まれるすべての単位を対象とする。ただし、学び直し支援金の支給開始月において、単位の取得状況が未定である以下の単位は除くこととして差し支えない。

- ・ 現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも後に取得した単位
- ・ 併修先で支給開始月よりも後に取得した単位
- ・ 年間30単位上限により学び直し支援金の支給対象とならなかった単位

※ 上記には、学び直し支援金の支給開始月よりも前に履修を開始し、支給開始月において取得状況が未定である単位を含む。

ウ 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※ 当該年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

一の年度において、学び直し支援金の支給を受けている単位制高等学校等（A校）を退学し、さらに別の単位制高等学校等（B校）に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

(3) 支給額及び支給限度額

単位制高等学校等の支給額については、就学支援金と同様の算定ルールとなるため、就学支援金の事務処理要領第2章7を参照

(4) 単位制の支給額算定に関するその他の留意事項

ア 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、就学支援金の支給期間との通算の考え方においては、重複する学び直し支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。ただし、学び直し支援金単独の支給対象期間にはカウントする。

イ アの場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援金の支給対象として差し支えない。

ウ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、学び直し支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援金の支給対象となるが、この場合、就学支援金の支給対象単位数との合算の考え方においては、重複している学び直し支援金の支給対象単位数部分を再度カウントする必要はなく、また、学び直し支援金単独の対象単位としてもカウントする必要はない。

エ 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（第1項に係る残りの支給期間）及び学び直し支援金単独の残支給単位数（第2項アに係る残りの単位数）であり、前籍校における第2項イに係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において第2項イの74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、第2項アの支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援金の受給資格を有しないこととする。

※ 単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、別添のイメージ図①～⑦を適宜参照。

6 受給資格認定等

学び直し支援金の認定等にあたっては、就学支援金制度と同様とする。
様式については、学び直し支援金用の様式を使用する。

第5章 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱い

高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)(以下「補助金」という。)は、都道府県が、高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の支給を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助するものである。

1 対象となる学校

補助金の算定対象となる学校は、公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の設置する専攻科(以下「高等学校等専攻科」という。)の学科のうち、次の(1)又は(2)の要件を満たすものとする。ただし、特別支援学校の専攻科については、(3)の要件を満たす場合も対象とする。都道府県は、毎年度、域内に所在する高等学校等専攻科について、(1)～(3)の要件を確認し、対象となる専攻科の学科を文部科学省に報告するものとする。

(1) 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

(2) 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(3) 就労支援に資する教育課程を有するもの(特別支援学校の専攻科に限る。)

2 対象となる者

専攻科支援金の対象となる者は、1の高等学校等専攻科に在学し、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等専攻科を修了していない者

(3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・ 日本国内に住所を有していなかった期間(その初日において日本国内に住所を

有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。)

- ・ 高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

(4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）

なお、ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。

(5) 次のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす課程

イ 国家資格者養成課程

ウ 就労支援に資する教育課程（特別支援学校の専攻科に限る。）

なお、(1)～(5)に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると都道府県が判断した場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の四月から補助の対象としないこととする。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であつて、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。な

お、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

※ 対象となる学校において、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、上記ア～ウに該当しないことを必ず確認する。

3 支給期間

補助金の算定対象となる専攻科支援金の支給期間は、高等学校の専攻科については最大で24月、特別支援学校の専攻科については最大で36月とする。

ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。また、特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについても、同様に当該修業年限までとする。

4 専攻科支援金の額及び補助対象上限額

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額（補助対象上限額を超える場合にあっては、補助対象上限額）となる。

補助対象上限額は以下の表のとおりとする。この表中、「区分1」は、2の第4項アに該当する者（住民税非課税世帯）とし、「区分2」は、2の第4項イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）とする。

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

<専攻科支援金の補助対象上限額>

区分	高等学校		特別支援学校	
	区分1	区分2	区分1	区分2
公立	9,900円	4,950円	600円	300円
私立	35,600円	17,800円	35,600円	17,800円

5 所得に応じた支給

専攻科支援金は、4のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安（参考）
住民税非課税世帯	0円（非課税）	270万円未満程度

住民税非課税に準ずる世帯 (住民税非課税世帯の1/2倍)	100円*以上 85,500円未満	270～380万円未満程度
---------------------------------	-------------------	---------------

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

6 受給資格認定

専攻科支援金の支給にあたっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて、都道府県に申請し、その認定を受ける必要がある。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象とする。

7 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、都道府県の定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入に関する事項」に係る届出書（以下「収入状況届出書」）を、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて、都道府県に提出する必要がある。

8 休学

受給権者が休学する場合は、受給権者である生徒が、専攻科支援金の支給の停止を在学する学校の設置者を通じて、都道府県に申し出る必要がある。

9 転学

受給権者が転学等をする場合は、転学元と転学先で修業年限が異なる場合があり得る。その場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

【転学先での残りの支給期間】

転学先の修業年限（月数）から転学元の在学期間相当*を除いた月数

※ 転学元での在学月数×転学先の修業年限／転学元の修業年限（端数切捨て）

例1：修業年限1年の専攻科に5月在学→修業年限2年の専攻科に転学

$$2年(24月) - 5月 \times 2年 / 1年 = 14月$$

例2：修業年限2年の専攻科で18月在学→修業年限1年の専攻科に転学

$$1年(12月) - 18月 \times 1年 / 2年 = 3月$$

例3：修業年限3年の専攻科で10月在学→修業年限2年の専攻科に転学

$$2年(24月) - 10月 \times 2年 / 3年 = 18月（端数切捨て）$$

10 専攻科支援金の支給方法

専攻科支援金の支給方法については、学校設置者による代理受領とする。